

労災保険からのお知らせ

平成23年3月診療分の労災診療費の請求は 特例による請求方法を選択できます

東北地方太平洋沖地震等で被災されました労災指定医療機関、労災指定薬局等の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。また、厳しい環境下において、被災者の方々に対する診療等に、日々ご尽力いただいていることに厚く御礼申し上げます。

さて、労災診療費の請求につきましては、震災により診療録やレセプトコンピューター等を滅失・棄損するなどで、通常の方法による診療費の請求ができない皆様のために、過去の支払実績（平成22年11月～平成23年1月の平均額）と請求月（平成23年3月診療分）の診療実日数に基づいて診療費をお支払いする方法を設定いたしました。

つきましては、同封しました通達の写しをご覧ください、特例の請求方法を選択される場合は、同封の特例請求書（この場合、通常の診療費請求書及びレセプトの提出は不要です。）を4月13日までに、管轄する労働局（又は(財)労災保険情報センター経由で労働局）に提出していただくようお願い申し上げます。

なお、やむを得ない事情により、上記提出期日に間に合わない場合には、管轄する労働局又は(財)労災保険情報センターにご相談ください。

（裏面へ続きます）



〇〇労働局労働基準部労災補償課
電話 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

被災された労災指定医療機関又は指定薬局の状況にかんがみ、次の1～3の請求方法を選択できます。

1. 3月11日以前の診療分の診療録等を滅失又は棄損した場合

<請求方法>

- ① 3/11以前の診療分を特例請求 → 「特例請求書」(※)を作成
- ② 3/12以降の診療分を通常請求 → 通常の方法で請求書等を作成

※ 同封の通達をご参照の上、別紙「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」に診療実日数などの必要事項をご記入ください。

2. 3月12日以降の診療分について通常の請求が困難な場合 (医科の労災指定医療機関に限ります。)

<請求方法>

3月診療分の1か月分を全て特例請求 → 「特例請求書」(※)を作成

※ 同封の通達をご参照の上、別紙「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」に診療実日数などの必要事項をご記入ください。

3. 上記1及び2に該当しない場合

<請求方法>

3月診療分について全て通常請求 → 通常の方法で請求書等を作成

※ この場合においても、請求書等の提出期限は4月13日です。

上記のいずれの請求を選択された場合においても、請求書の提出先は従来と変更ありません。